

令和6年横審第35号

裁 決  
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
海技免許 三級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の三級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年5月9日19時38分少し過ぎ  
千葉県銚子漁港

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A  
総トン数 498トン  
全 長 72.40メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出 力 735キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成10年1月に進水した船尾船橋型鋼製貨物船で、船橋前部中央に操舵スタンド、その左舷側にレーダー2台及びGPSプロッター、同スタンド右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備し、a受審人ほか4人が乗り組み、空倉のまま、岸壁移動の目的で、船首1.5メートル船尾2.5メートルの喫水をもって、令和6年5月9日19時05分銚子漁港の川口外港地区に所在するマイナス6メートルC岸壁を発し、同漁港の黒生地区に所在するマイナス7.5岸壁に向かった。

ところで、銚子漁港は、利根川河口南側に突出する半島の北東部に位置して東方に面し、同漁港北部の川口外港地区と南部の黒生地区が川口黒生防波堤によって隔てられており、銚子漁港東部には東防波堤が築造され、川口外港地区には北西方に開いた港口が、黒生地区には第2東突堤（黒生）（以下「第2東突堤」という。）及び南面に消波ブロック（以下「沖南消波ブロック」という。）が敷設された長さ約200メートルの沖南防波堤（黒生）（以下「沖南防波堤」という。）によって南東方に開いた港口がそれぞれ形成され、沖南防波堤東端には光達距離約2.9海里の緑色1閃光を4秒ごとに発する簡易標識灯が、第2東突堤の西端には光達距離約2.9海里の赤色1閃光を4秒ごとに発する簡易標識灯が、それぞれ設置されていた。

また、a受審人は、昼間、黒生地区に多数回出入航した経験から、同地区内の詳細を把握していた。

a受審人は、離岸操船に引き続き単独で船橋当直に当たり、ヘッドアップ表示として0.5海里レンジで前方約0.8海里まで表示するオフセンターとしたレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、川口外港地区を出航して東防波堤東方沖合を南下し、第2東突堤南東

方沖合で右転したのち、19時35分半少し過ぎ銚子港西防波堤灯台（以下「銚子西灯台」という。）から136度（真方位、以下同じ。）1.8海里の地点で、針路を291度に定め、8.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、沖南防波堤まで710メートルのところとなり、その後沖南防波堤に向首続航する状況であったが、慣れた港なので、目視で街灯等を頼りに昼間と同じように航行すれば無難に入航できるものと思い、レーダーで沖南防波堤との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、沖南防波堤に向首したまま進行し、19時37分半少し過ぎ船首至近に沖南防波堤を認め、機関を全速力後進にかけたものの、効なく、19時38分少し過ぎ銚子西灯台から142度1.4海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、沖南消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首船底外板に破口を伴う凹損等を生じた。

#### （原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、銚子漁港東方沖合において、マイナス7.5岸壁に向けて入航する際、船位の確認が不十分で、沖南防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、銚子漁港東方沖合において、マイナス7.5岸壁に向けて入航する場合、沖南消波ブロックに乗り揚げることのないよう、レーダーで沖南防波堤との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を

十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、慣れた港なので、目視で街灯等を頼りに昼間と同じように航行すれば無難に入航できるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、沖南防波堤に向首進行する状況に気付かず、沖南消波ブロックへの乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の三級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

横浜地方海難審判所

審判長 審判官 米 倉 毅

審判官 上 羽 直 樹

審判官 高 木 省 吾